

令和4年度 秋期 システム監査技術者試験 午後 | 問題

試験時間

12:30~14:00(1時間30分)

注意事項

- 1. 試験開始及び終了は、監督員の時計が基準です。監督員の指示に従ってください。
- 試験開始の合図があるまで、問題冊子を開いて中を見てはいけません。
- 3. 答案用紙への受験番号などの記入は、試験開始の合図があってから始めてください。
- 4. 問題は、次の表に従って解答してください。

問題番号	問1~問3
選択方法	2問選択

- 5. 答案用紙の記入に当たっては、次の指示に従ってください。
 - (1) B 又は HB の黒鉛筆又はシャープペンシルを使用してください。
 - (2) 受験番号欄に受験番号を、生年月日欄に受験票の生年月日を記入してください。 正しく記入されていない場合は、採点されないことがあります。生年月日欄につい ては、受験票の生年月日を訂正した場合でも、訂正前の生年月日を記入してくださ
 - (3) 選択した問題については、次の例に従って、選択欄の問題番号を〇印で囲んで ください。〇印がない場合は、採点されま せん。3問とも〇印で囲んだ場合は、はじ 〔問1, 問3を選択した場合の例〕
 - (4) 解答は、問題番号ごとに指定された枠内 に記入してください。

めの2問について採点します。

(5) 解答は、丁寧な字ではっきりと書いてく ださい。読みにくい場合は、減点の対象に なります。



注意事項は問題冊子の裏表紙に続きます。 こちら側から裏返して,必ず読んでください。

問1 個人情報保護の監査に関する次の記述を読んで、設問に答えよ。

A 社は, 自社商品をオンラインショッピングサイト(以下, ショッピングサイトという)で販売する中規模の会社である。

[A 社が取り扱う情報]

A 社は、利用者がショッピングサイトで会員登録を行う際に、住所、氏名、年齢、性別、電話番号、電子メールアドレスなどの個人情報を収集し、会員サービスの提供などに活用している。また、令和 4 年 4 月に全面施行された改正個人情報保護法(以下、改正法という)で新たに定められた"仮名加工情報"及び"個人関連情報"については、マーケティング用のデータ分析に活用している。

[仮名加工情報及び個人関連情報の活用]

仮名加工情報は、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別できないように個人情報を加工した情報である。特定の個人の識別及び当該個人情報の復元ができないように加工した匿名加工情報に比べ、より元の個人情報に近い内容をもつ。個人情報ではない仮名加工情報であれば、社内で利用する場合には収集時の利用目的に拘束されないことから、A 社は、会員情報を基にした仮名加工情報を、会員の特徴を把握するためのプロファイリングに活用している。

個人関連情報は、生存する個人に関する情報であって、個人情報、匿名加工情報及び仮名加工情報のいずれにも該当しない情報である。氏名と直接結び付かない電子メールアドレス、Cookieによる収集情報などが該当する。A社は、スマートフォンからショッピングサイトを利用できるアプリケーションソフトウェアを無償で提供しており、同アプリケーションソフトウェアを利用した場合には、利用時間、閲覧履歴、購買履歴に加え、GPSによる位置情報も行動データの一部として収集される。A社は、行動データに固有の番号を割り当てて特定の会員を識別できないようにし、行動特性分析に活用している。

[個人情報を取り扱うシステム]

ショッピングサイトで収集した個人情報は、同サイトと連携してオンラインショッピングシステムを構成する受注管理、出荷管理、顧客管理、広告配信などの各社

内システム(以下,バックヤードシステムという)に保存される。これらの個人情報は、受注内容の確認、商品の配送、キャンペーンの通知などに活用されている。

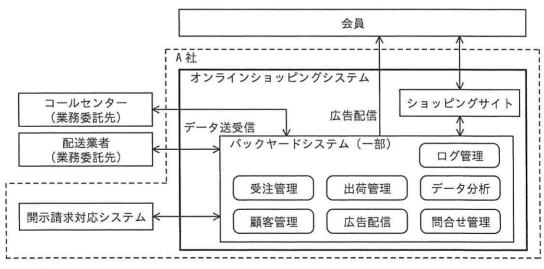
また、A 社は、会員からの開示請求への適切な対応を重視し、改正法で開示などの対象とされる個人データ(以下、保有個人データという)を開示用にバックヤードシステムから抽出して構成するための開示請求対応システムを構築している。同システムのユーザーマニュアルには、バックヤードシステム内の保有個人データの保存場所、保有個人データの抽出申請手続などが記載されている。また、改正法を受けて、保有個人データ及び同データの第三者提供記録を開示用の電磁的記録(以下、開示データという)として構成する方法が追加されている。

A 社は、システム部門と業務部門が共同で、法務部門とも連携し、オンラインショッピングシステム及び開示請求対応システムにおいて改正法に基づく対応を行ってきた。

[A 社オンラインショッピングシステムの概要]

バックヤードシステムは、ショッピングサイト経由の注文受付及び会員への広告 配信のほか、配送業者との配送情報の相互連携、コールセンターからのオンライン 照会に対する回答にも利用されている。

A 社オンラインショッピングシステムの概要を図1に示す。



注記 矢印はデータの流れを示す。

図1 A 社オンラインショッピングシステムの概要

[システム監査の実施]

内部監査部長は、年度監査計画に基づき、オンラインショッピングシステム及び 開示請求対応システムを監査対象として、改正法に基づくシステム対応の状況につ いてシステム監査を行うよう、システム監査チームに指示した。

[予備調査の結果]

システム監査チームは、予備調査を実施し、改正法による影響及びそれに伴って 実施されたシステム対応の内容を表 1 にまとめた。

表 1	改正法によ	る影響及びシ	·ステム対応の内容	(抜粋)
1				/ 1/2/1/

項番	改正法による影響	システム対応の内容
1	会員からの開示請求時に電磁的記録で	[バ]:保有個人データは、電磁的記録として保
	の提供を求められた場合,要求に応じ	存されており, 対応不要
	る必要があること	[開]:保有個人データを開示データとして構成
		する機能の追加
		[シ]:会員が開示データをダウンロードできる
		ようにする機能の追加
2	会員からの開示請求時に第三者提供記	[バ]:保有個人データの第三者提供記録は,既
	録の提供を求められた場合, 要求に応	に機能が実装されており、対応不要
	じる必要があること	[開]:保有個人データの第三者提供記録を開示
		データとして構成する機能の追加
3	取得後 6 か月以内に消去する短期保存	[バ]:取得後6か月以内でも a を消
	データも保有個人データとみなされ,	去する機能の追加
	会員への開示データに含める必要があ	[開]:短期保存データを開示データとして構成
	ること	する機能の追加

注記 表中の[バ]はバックヤードシステム, [開]は開示請求対応システム, [シ]はショッピングサイトである。

〔本調査の結果〕

システム監査チームは本調査の結果として、指摘事項を次のように整理した。

(1) 消去した短期保存データのリストを他の監査証拠と突合したところ,一部のバックヤードシステムで短期保存データが適時に消去されていなかった。バックヤードシステム内に保存されている,短期保存データを含めた全保有個人データのリストは,保有個人データ管理データベースで取得日,保存期限などを付して管理されている。これまで短期保存データは,取得日に基づいて一律に取得後6か月

で自動的に消去されていた。改正法によって、短期保存データも保有個人データ とみなされることになり、保存期限に応じて適時に消去する機能の追加が行われ たが、一部のバックヤードシステムで対応が漏れていたことが原因である。

- (2) A 社が収集している個人関連情報には、位置情報を含むものがある。それぞれでは特定の個人を識別できないが、蓄積された一連の位置情報に含まれる共通の内容が特定の個人の特徴を示すケースが見られ、氏名と結び付けずに特定の個人を識別できる可能性がある。
- (3) バックヤードシステム内の、業務委託先とデータ送受信を行うシステムについては、ログ管理システムによってアクセスログ及び操作ログが取得され、一定期間保存されている。しかし、ログ管理システムがもつ、イベントの監視機能、異常検知時のアラート機能、ログの分析機能、分析結果のレポート機能などのうち、一部の機能の設定が適切に行われておらず、個人情報漏えいの兆候及び発生をすぐに発見できない状態であった。
- (4) 開示請求対応システムで構成された開示データについては、請求した会員がダウンロードできるように、ショッピングサイト内の同会員専用ページにダウンロードページへのリンクが表示される。しかし、ダウンロードページでアドレスを書き換えることで上位ディレクトリにもアクセスできる状態であった。

また、ダウンロードが正常に終了すると、その記録が保存されるが、ダウンロードページには有効期限の表示がなく、開示データにも消去期限が設定されていなかった。このため、開示済みの開示データが消去されないままの状態であった。

設問1 [本調査の結果](1)について答えよ。

- (i) 当該指摘を行うに当たり、消去した短期保存データのリストと同時にシステム監査チームが入手したと考えられる監査証拠を、35 字以内で答えよ。
- (ii) 表 1 中の a に入れる適切な字句を,20 字以内で答えよ。
- 設問2 [本調査の結果](2)について、システム監査チームは、どのような事項を確認して、特定の個人を識別できる可能性があると考えたか。システム監査チームが確認対象とした監査証拠を15字以内で、確認事項を20字以内で答えよ。
- 設問3 [本調査の結果](3)について、システム監査チームが考えた、当該状況を改善するために、ログ管理システムでの対応が必要な機能を二つ答えよ。

設問4 [本調査の結果](4)について答えよ。

- (i) ダウンロードページ経由で上位ディレクトリにアクセスできることについて、システム監査チームが想定したリスクを、45 字以内で答えよ。
- (ii) システム監査チームが考えた、開示済みである開示データの最も適切な 消去のタイミングを、45 字以内で答えよ。

問2 ワークフローに関わるシステムの監査に関する次の記述を読んで、設問に答えよ。

流通業の B 社は,数年前にワークフローシステムを導入し,様々な申請書,依頼書,りん議書など(以下,申請書等という)を電子的に処理できるようになった。一方で,紙の申請書等が必要な事務処理が多く残っており,2 年前に新型コロナウイルス感染症への対応としてリモートワークを拡大した際に,オフィスへの出社が必要な要因の一つになっていることが判明した。従業員からも,不要と思われる申請書等がある,必要な申請書等でも紙への押印や署名を不要にしたり,記載項目を簡素化したりできるものがあるという声が出ていた。働き方改革の観点からも,仕事の内容と従業員の状況に応じて,オフィスへの出社とリモートワークを柔軟に組み合わせて勤務できるようにする方針となった。

そのため、1 年前にワークフローを見直すタスクフォース(以下、タスクフォースという)が設置され、申請書等の更なるペーパーレス化に取り組んできた。現在は対象の申請書等の洗い出しと対応方針の策定を終えた段階にあり、今後は対応方針に沿った実行とフォローアップを行いながら、次年度の活動計画を検討する。

このような状況を踏まえ、監査部は、タスクフォースの活動目的に沿ってワーク フローが見直されているかどうかを確かめるためにシステム監査を行うこととした。

[タスクフォースの概要]

監査部の監査チームは、予備調査として、タスクフォース発足時の資料を入手して、タスクフォースの活動内容を把握した。その概要は次のとおりである。

(1) タスクフォースの活動目的

ワークフローを見直して、紙への押印又は署名が必要な申請書等を原則として全て廃止することによって、働き方改革を推進する。

(2) 体制

情報システム部長が責任者、情報システム部企画課が事務局を務め、社内の 各部署から代表者が参画する。

(3) 見直しの対象

社内の各部署が様式を定めている申請書等で、紙を使用して処理しているものを見直しの対象とする。

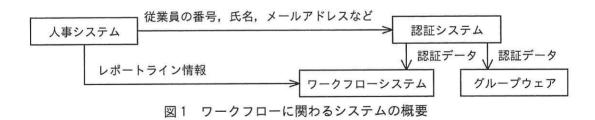
(4) 見直し方針

- ① まず、従業員の意見を踏まえた上で、社内規則の改訂も含めて、業務を抜本的に見直すことによって、紙の申請書等が必要な事務処理そのものを廃止することを検討する。
- ② 事務処理を廃止できない場合、申請書等の記載項目をできるだけ簡素化し、 ワークフローシステムなどを利用して電子的な方法で処理できるようにする。
- ③ 押印又は署名が必要で電子的な方法によって処理できない場合、今後の再検討のために、押印又は署名が必要な理由を明確にする。
- ④ 急きょ、リモートワークを実施することになった影響で暫定的な対応を行っている場合、押印や署名を不要とする目標時期を定める。

[ワークフローに関わるシステムなどの状況]

監査チームは、予備調査として、情報システム部の関係者にワークフローに関わるシステムなどの状況についてヒアリングした。その概要は次のとおりである。

(1) B 社では、電子メール(以下、メールという)、スケジューラー、文書作成、表計算などの機能が一体となったグループウェアも導入されている。グループウェアでは、各機能を連携させることで、業務の効率向上に寄与するワークフローを簡易に作成することができる。また、ワークフローシステムとグループウェアは、図1に示すように、同じ認証システムを利用している。



(2) ワークフローシステムには、各従業員の上長を示す情報であるレポートライン情報を人事システムから取得して、あらかじめ承認者を設定する機能がある。一方で、グループウェアには、そのような機能はない。したがって、今回の見直しに伴い、グループウェアでワークフローを作成する予定の部署に対しては、ワークフローシステムを利用するように変更を促すことを考えている。

- (3) 経営者からは、既存の業務プロセスにあるボトルネックを解消して、業務の効 率を更に向上するように指示されている。これを受けて、情報システムの様々な ログデータを分析する技術を利用することを検討している。
- (4) 市販の製品として、紙への押印や署名を代替できる電子署名システムが実用化 されており、会社を横断したワークフローに関わる機能もある。法務部へのヒア リングで、利用部門から具体的に依頼があれば、業務の見直しとして、電子署名 の利用を検討するという旨の回答を得ている。

[企画課長へのヒアリング結果]

監査チームは、予備調査として、タスクフォースの事務局である情報システム部 の企画課長にヒアリングし、関係資料を閲覧した。その結果は次のとおりである。

- (1) 各部署で対象となる申請書等を洗い出した上で、年間の利用回数、対応方針と 補足説明,見直し時期などを事務局に提出している。提出された内容は、事務局 で、表1のとおり"申請書等の見直し一覧表"として取りまとめた。
- (2) 事務局は、対応方針として、"事務処理の廃止"、"システム改修"、"ペーパー レス化"、"日付・氏名入力とメール送付"、"現行どおり"の五つの選択肢を提示 した。各部署は、これらの中から選択した上で、補足説明を付記している。

表1 申請書等の見直し一覧表(抜粋)

項番	担当部署	申請書等の名称	対応方針	補足説明
1	P部	作業依頼書	事務処理の廃止	業務見直しによって廃止
2	P部	業務確認書	システム改修	関連システムの画面で入力できる ように改修
3	P 部	作業申請書	ペーパーレス化	現行の申請書等の記載項目を,ワークフローシステムの画面で入力
4	Q 部	情報提供依頼書	ペーパーレス化	ワークフローシステムの画面に現 行の申請書等を電子的に添付
5	Q 部	取引開始申請書	現行どおり	他部署が管掌する規則で押印が必 要と定めているので,現行どおり
6	R 部	調達契約締結伺	現行どおり	業者との契約書に社印の押印が必 要なので,現行どおり
7	R 部	結果承認依頼書	日付・氏名入力と メール送付	日付・氏名を入力して承認者にメ ールを送付する暫定的な対応
8	R 部	品質確認書	ペーパーレス化	グループウェアによって,ワーク フローを作成

〔本調査の実施〕

監査チームは、予備調査の結果を基に本調査を行った。その内容は次のとおりである。

- (1) 申請書等をペーパーレス化しても、業務を抜本的に見直していない可能性がある。その状況を確かめるために、表1の項番3と項番4の申請書等について、担当部署での検討資料を閲覧して、検討のために実施した事項を確認した。
- (2) 業務の見直しが各部署の観点で行われており、部署を横断した見直しが行われていない可能性がある。その状況を確かめるために、表1の項番5と項番6の申請書等の担当部署が検討のために他部署に依頼した事項を確認した。
- (3) 表 1 の項番 7 の申請書等について、タスクフォースの見直し方針に沿った対応となっているかどうかを担当部署に確認した。
- (4) 表 1 の項番 8 の申請書等について、事務局からはグループウェアではなくワークフローシステムを使ってペーパーレス化を行うように求めようとしている。しかし、グループウェアでのワークフロー作成を一律に見送った場合には業務効率の観点から支障が生じる可能性があるので、担当部署に検討状況を確認した。
- (5) ペーパーレス化を行う効果として、単にオフィスへの出社を不要にしたり、事務の手間を削減したりするだけでなく、経営者の指示を踏まえて、業務の効率を 更に向上する取組を可能にすることも考えられる。そのような取組を行う予定が あるかどうかについて、次年度の活動計画案を閲覧して確認した。
- 設問1 [本調査の実施](1)について,監査チームが両方の申請書等の検討資料について共通して確認した事項を,40字以内で具体的に答えよ。
- 設問2 [本調査の実施](2)について、監査チームが表 1 の項番 5 と項番 6 の申請書 等の担当部署に確認した事項を、それぞれ 25 字以内で具体的に答えよ。
- 設問3 [本調査の実施](3)について、監査チームが行った監査手続を、40 字以内で答えよ。
- 設問4 [本調査の実施](4)について、監査チームが業務効率の観点から生じる可能性があると考えた支障の内容を、40字以内で答えよ。
- 設問5 [本調査の実施](5)について、監査チームが確認した取組の内容を、40 字以内で答えよ。

問3 システム運用業務の監査に関する次の記述を読んで、設問に答えよ。

金融機関であるC社は、新しい情報技術やクラウドサービスなどの活用によって、新たなサービスや業務の抜本的な改革を進めている。一方で、自社のコンピュータセンターで運用している基幹系を中心とする既存の情報システムにおいて障害が発生すると、顧客や業務に多大な影響を及ぼす可能性があることから、情報システムの安定稼働を重要な経営課題の一つと位置付けている。他の金融機関で発生したシステム障害の事例及び最近の自社での障害の発生状況などを踏まえ、システム部は、情報システムの安定稼働のための対策を実施中である。

監査部では、システム運用業務(以下、運用業務という)に関する監査を定期的に実施しており、今年度は運用業務の中から、リスクの高い運用管理及び障害管理について、3名の監査チームによるシステム監査を実施することにした。

〔運用業務の状況〕

- C 社では、十数年前の合併によるシステム統合の際に、運用業務を IT 子会社である D 社に委託することにした。また、"運用管理規程"を見直して、運用業務の効率向上を図ってきた。
 - C 社の運用業務の体制は、図1のとおりである。



図1 運用業務の体制

- C社の運用業務の状況は、次のとおりである。
- (1) C 社システム部には、システム管理課と七つの開発課があり、各開発課はそれ ぞれの担当システムについて開発、保守を担当している。
- (2) システム管理課は、D 社への運用業務委託の窓口であり、C 社システムの全体を 統括する役割を担っている。

- (3) D 社では、運用管理部が C 社の運用管理業務及び運用作業を受託している。実際の運用作業は、複数の会社に再委託している。
- (4) 再委託先は, C 社の運用管理規程に基づいて D 社が作成し C 社が承認した運用手順書に従って, 運用作業を実施している。
- (5) 運用手順書には、システムごとの作業手順を記載した個別運用手順書、及びシステム共通の作業手順を記載した共通運用手順書がある。個別運用手順書を作成又は変更する際には、C 社システム部の保守担当者(以下、保守担当者という)がレビューし、承認している。共通運用手順書については、C 社のシステム管理課がレビューし、承認している。
- (6) 障害が発生した場合には、C 社システム部、D 社及び再委託先が共通で参照更新できる障害管理データベース(以下、障害 DB という)に障害内容を登録し、対策の内容及び再発防止策の策定までを管理することになっている。また、障害発生時の対応作業の実施前後には、保守担当者及び D 社運用管理部の責任者による承認が必要であり、承認されると自動的に承認記録が更新される。

[予備調査の結果]

監査チームが実施した予備調査の結果は、次のとおりである。

(1) 運用管理

- ① D 社運用管理部は、C 社との間で SLA を締結し、運用レポートを C 社システム 管理課に毎月提出している。運用レポートの書式や作成方法を統一し、簡易な ツールを整備することで、運用レポート作成の負荷軽減を図っている。
- ② D 社では、運用業務の効率向上を図るために、再委託先への運用作業の委託を 進めてきた。再委託先の要員は、短期間で入れ替わることも多いことから、運 用管理規程に関する研修を実施することで、作業品質の維持向上を図っている。
- ③ 定例の運用作業は、運用手順書に従って実施されている。ただし、想定外の エラーが発生した場合の対応方法については、必ずしも決められているわけで はない。

(2) 障害管理

① 夜間の運用作業は、再委託先の要員だけで実施していることが多い。障害の発生によって運用手順書に記載されていない作業が必要となった場合には、保

守担当者の承認を得てから作業を実施するルールになっている。しかし、夜間の障害発生時に、速やかに保守担当者に連絡が取れるとは限らず、その場合は、D 社運用管理部の責任者の承認の下に必要最小限の対応を行うことになっている。保守担当者には、事後に承認を得るルールになっている。

- ② 最近、オンラインシステムの画面処理が大幅に遅延する障害が発生した。原因は、データベース上のデータの断片化が進んでいたことによるものであった。 保守担当者と D 社運用管理部のデータベース管理者とが協力して再発防止策を策定し、今後同様の障害が発生しないよう対策を講じた。
- ③ 障害発生状況の分析結果を調べたところ、共通運用手順書による作業が起因となる障害は減少していた。しかし、個別運用手順書による作業が起因となる障害は、減少していなかった。システム管理課の見解では、"データ量の増加があったシステムにおいて、C 社システム部が想定していなかった障害が発生しているようだ"とのことであった。

[監査手続書の作成]

監査チームは、予備調査の結果を踏まえて、監査手続書案を作成した。作成した 監査手続書案を表1に示す。

項番	監査項目	リスク	監査手続	
1	運用管理規	運用手順書の作成の経緯を熟	再委託先要員への教育記録を査閲し、運	
	程の変更時	知している要員がいない状況	用管理規程が変更された都度,全ての再	
	における運	で、作成された背景や理由を	委託先要員に対して運用管理規程の研修	
	用作業の品	十分理解しないまま誤った運	を実施していることを確認する。	
	質確保	用作業を実施してしまう。	Sometime of the second of the	
2	障害対応時		再委託先の要員にインタビューし、夜間	
	における運		に発生した障害の対応時に, D 社運用管	
	用管理規程	a	理部の責任者の承認の下に実施されてい	
	の遵守状況		ることを確認する。	
3	再発防止策	障害対応が現場レベルでの対	D 社運用管理部のデータベース管理者に	
	の横展開の	応にとどまり, C 社の責任に	インタビューし,全システムに再発防止	
	状況	おいて組織的に実施されず,	策の横展開が実施されていることを確認	
		同様の障害が再発する。	する。	
4	障害の予防	再発防止策がその場限りの対	障害 DB を査閲し,将来の障害に備えた	
	対策の状況	応にとどまり,将来の障害に	再発防止策が記載されていることを確認	
		備えた対策が実施できない。	する。	

表 1 監査手続書案(抜粋)

監査部長は、監査手続書案をレビューし、次のように内容を見直すよう、監査チームに指示した。

(1) 運用管理

① 表1項番1について,運用管理規程の変更があった際に,運用作業の品質が確保されるようになっているかどうかを,C社システム管理課に対して確認する監査手続を追加すること。

(2) 障害管理

- ① 表 1 項番 2 について, 追加の監査証拠として, 障害 DB から過去 1 年分の障害 管理データを入手して, 分析, 調査すること。
- ② 表 1 項番 3 について、経営課題を踏まえてシステムの運用状況を確かめるには、D 社運用管理部のデータベース管理者だけでなく、障害管理の責任部門である C 社システム管理課にもインタビューすること。
- ③ 表 1 項番 4 について、障害 DB 中の再発防止策の欄には、将来の障害に備えた 対策までは記載されていない可能性があるので、C 社システム部から保守の計画 書を入手して、将来のことを考慮した障害の予防対策が検討、実施されている かどうかを確認すること。
- 設問1 表1項番1について、監査部長の指摘を踏まえ、監査チームが追加の監査手続 として確認すべき内容を、40字以内で答えよ。
- 設問2 表1項番2について答えよ。
 - (i) 監査チームが想定した,表 1 中の a に入れるリスクを,40 字以 内で答えよ。
 - (ii) [監査手続書の作成](2)①を踏まえ、障害管理データを分析、調査する に当たって監査チームが抽出すべきデータを 10 字以内で答えよ。また、抽 出したデータを使用して確認すべき内容を 30 字以内で答えよ。
- 設問3 [監査手続書の作成](2)②について,監査部長がシステム管理課にもインタビューする必要があると指摘した理由を,40字以内で答えよ。
- 設問4 表1項番4について, [監査手続書の作成](2)③を踏まえ, 監査チームが確認 すべき内容を, 40字以内で具体的に答えよ。

〔メモ用紙〕

6. 退室可能時間中に退室する場合は、手を挙げて監督員に合図し、答案用紙が回収されてから静かに退室してください。

退室可能時間 13:10 ~ 13:50

- 7. 問題に関する質問にはお答えできません。文意どおり解釈してください。
- 8. 問題冊子の余白などは、適宜利用して構いません。ただし、問題冊子を切り離して利用することはできません。
- 9. 試験時間中, 机上に置けるものは, 次のものに限ります。

なお、会場での貸出しは行っていません。

受験票, 黒鉛筆及びシャープペンシル (B 又は HB), 鉛筆削り, 消しゴム, 定規, 時計 (時計型ウェアラブル端末は除く。アラームなど時計以外の機能は使用不可), ハンカチ, ポケットティッシュ, 目薬

これら以外は机上に置けません。使用もできません。

- 10. 試験終了後、この問題冊子は持ち帰ることができます。
- 11. 答案用紙は、いかなる場合でも提出してください。回収時に提出しない場合は、採点されません。
- 12. 試験時間中にトイレへ行きたくなったり、気分が悪くなったりした場合は、手を挙げて監督員に合図してください。
- 13. 午後 II の試験開始は <u>14:30</u> ですので, <u>14:10</u> までに着席してください。

試験問題に記載されている会社名又は製品名は、それぞれ各社又は各組織の商標又は登録商標です。 なお、試験問題では、[™]及び[®]を明記していません。